

| 大項目 | 中項目 | 現状・課題 | No. | |
|-------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 3. 防災、防犯等の推進 | 3-(1) 防災対策の推進 | 4(1) 地域福祉の推進 ○民生委員の高齢化、活動の地域格差 ・災害時は要援護者登録の名簿に基づき、民生委員が対応する。しかし、民生委員の高齢化・活動の地域差が課題 | 1 | |
| | | 4(1) 地域福祉の推進 ○兵庫県災害福祉広域支援ネットワークの取組みの具体化 ・災害時の避難所、福祉避難所等における障害者への支援は重要な課題。平成29年度に「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」が設置されたものの取組みの具体化が図られていないことから、現時点では、大規模災害発生に備えた情報の集約・発信の方法、派遣職員の招集、派遣チームの編成、派遣手順等について具体的な仕組みづくりが課題となっている | 1.2 | |
| | | 4(1) 地域福祉の推進 ○災害ボランティアセンターの安定運営 ・障害者への支援を含む災害ボランティア活動のコーディネートを行う災害ボランティアセンターの役割は極めて重要だが、現状では同センターの設置・運営は市町社会福祉協議会の自主的な取組みに位置付けられている。同センターの設置・運営や災害ボランティア活動に必要な財源を確保するため災害救助法の支援対象とする必要がある | 1.3 | |
| | 3-(3) 防犯対策の推進 | 4(1) 地域福祉の推進 ○緊急時の警察等との連携 ・施設には防犯カメラ等や夜間勤務体制があるが、いざというときに近隣の地域とか関係部署と連絡を取れる仕組みを構築することが必要 | 2 | |
| | | ○地域特性に応じた防犯対策の推進 → まち・もの分科会へ ・これまでは全般について、防犯灯の整備や地域の見守り活動等の取組を推進していた。体感治安(感覚的・主観的に感じている治安の情勢)という考え方を導入し、地域ごとに具体像を想定した取組が考えられるのではない | 3 | |
| | 3-(4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 | 1(2) 学校教育の充実 ○消費者教育の充実 ・成年年齢の引き下げに伴い、クレジットカードの所持や、多額の借り入れローン等が自己の判断でできることになることから、それらに対応できる能力や知識をつける教育が必要。 ・金銭管理を含むクレジットや電子マネーの学習、ネットのルールの学習等の機会を作る | 4 | |
| | | 4(1) 地域福祉の推進 ○トラブル等発生する前の地域との事前連携 ・トラブル・被害に遭う前に、派出所等に、近隣の知的障害者等の情報について、相談に行けるような所があればいいと思う。知的障害者等が活動していると、知らず知らずトラブルが発生している場合があり、それにより、当事者になじみのない近所の人が警察等に通報することもある。そのようなことがないように、地域の人との連携とあわせて、警察にも事前に相談できるという | 5 | |
| | | ○成年後見制度を利用した被害防止 → 参加分科会へ ・被害に遭わないために後見人制度等の充実ということも必要 | 6 | |
| | 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 5-(2) 相談支援体制の構築 | 3(1) 発達障害の相談支援体制等の充実 ○発達障害者支援センターが多機関連携し、地域の中心に ・センターの役割が、一次相談支援から二次的な相談窓口が変わってきている。そこで、地域の中でネットワークを作り、その地域を引っ張っていく存在になる必要がある。センターが地域の多機関との連携を図り、地域や圏域の中心になる必要がある。 | 7 |
| | | | ○具体的な支援策の理解等 ・相談員が対応しようと思った際に、具体的な対応方法、たとえば受け入れ施設等を把握しきれていない場合がある。スキルアップが必要。 | 8 |
| | | | 3(2) 発達障害の本人及び家族等への支援体制の確保 ○家族等への支援の充実 ○ピアサポートの充実 ・家族等への支援の充実、当事者同士もしくは保護者、同じ境遇にある保護者同士のサポート体制の充実をより進めていくべき。ピアカウンセラーの拡充の動きがあるが、実際あまり機能していない | 9 |
| | | | ○協議会等による地域での解決困難な課題の解決 ・家庭での引きこもり等、家庭が非常に困っている状態であるのに、地域で解決しきれない問題がある。解決のアイデアがあっても、当該市町にあまりサービスがない、で終わってしまう場合がある。解決可能な「場」に持ち上げていくことが必要。協議会のような受皿がないと進まない | 10 |
| | | | ○発達障害の成人後の支援の充実 ・発達障害児には様々な支援があるが、発達障害者に対しては少し支援が弱いと感じる。成人しからの発達障害も、生きづらさがある。配慮も必要 | 11 |
| 5-(4) 障害のある子どもに対する支援の充実 | | 1(2) 学校教育の充実 ○サポートファイルの活用に地域差 ・サポートファイルの活用に地域差がある。地方部は機能しているが、保護者管理の都市部では機能していない自治体もある。保護者が情報の流通をコントロールできるのは、いいことだが、連携できていない現状もあるため、ある程度の行政の関与が必要な場合もある。 | 12 | |
| | | ○サポートファイルを記入方法 ・障害の子どもだけが特別に記入する仕組みは、途中から障害がわかった子どもに対しては記入のハードルが高い。たとえば、母子手帳の中にサポートファイルに記載されている項目を作り、すべての子どもが使えるようになれば、活用が進むと思う | 13 | |

| 大項目 | 中項目 | 現状・課題 | No. |
|------------------------|-------------------------|--|-----|
| 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 5-(4) 障害のある子どもに対する支援の充実 | ○大学での中高連携シートの活用 ・中高連携シート活用が進んでいるが、大学に上がってこないことが多い。活用の実例を積み上げていくことが必要 | 14 |
| | | ○引継の連続性の確保 ・多様な学びの場(通常学級、特別支援学級、特別支援学校)が大体整備はできているが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、卒業後に向けた引き継ぎの連続性が保たれていない。先ほども指摘されたサポートファイルがあるが、次の学年・進学先・就職先に、確実に子どもたちの状況や指導の考え方等を引き継いでいける体制を整えるべき | 15 |
| | | ○相談窓口の簡素化・一本化 ・乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者がどこに相談していいかわからないという状況。地域の実態を十分に踏まえて、その窓口を簡単に、また、確実にたどり着けるようなハンドブック等を作成し、周知を図る | 16 |
| | | 2(1) 障害児支援の地域支援体制の構築 ○短期入所の充実 ・障害児学齢期の人が、保護者の人が病気をして入院をする時に短期入所の場所があまり無く、困っている現状がある | 17 |
| | | ○特別支援学校の充実 ・阪神地区のこやの里特別支援学校は満床で、運動場にプレハブ校舎が建ち、使えない状態。解決の為、新しい居場所に校舎建設を進めてほしい | 18 |
| | | ○心のケアの充実 ・小さい時に障害があるという事を認識したときに、何故、障害があるのだろうかという気持ちが非常に強かった。障害のある子どもたちに対するケアが非常に大切である | 19 |
| | | ○多機関の連携、多職種連携のスキーム構築 ・スムーズな連携ができるスキームが必要。また、仕組があっても機能していないことが多く、機能する仕組にすることが重要な課題 | 20 |
| | | ○学校と放課後等デイサービスの具体的な情報連携の仕組みの構築 ・学校と放課後等デイサービスの具体的な情報連携の仕組みを作っていく必要がある。 例:(安全性)生徒のデイサービスの送迎車待機場所を、現状学校が把握していないことがある 例:(指導内容の一貫性)学校では箸を使うことを勧め、家ではフォークを使う、デイサービスでは何を使ってもいい、というような指導で子どもが迷う | 21 |
| | | ○個別移行支援計画の活用拡充による社会に出る際の支援継続 ・高等部から、社会へ出る時に作られる資料である個別移行支援計画に、放課後等デイサービスなどの福祉・療育の欄をもうけて、希望者にはその実践を記入できる様にし、次のステップの支援先に繋げてほしい | 22 |
| | | ○連携し、一貫した支援計画の策定 横の繋がりとすることで、教育、福祉、保健、医療、労働機関、住民など(支援の多様な担い手)と一貫性を持たせることが大切であり、それを踏まえた教育支援計画や指導計画を作成できるような形にしていくべき | 23 |
| | | 2(2) 障害児支援の医療的ニーズへの対応 ○医療的ケア児の日中系サービスの充実(デイサービス、短期入所等) ・医療的ケア児が通えるデイサービスが少ない。あってももちろん親の送迎で、施設～学校への迎えもナースが同乗できず乗せてもらえない。利用も平日は親送迎なら利用しにくい時間。医療的ケア児もケアの無い子のように利用したい ・重度障害児(者)の両親が働きやすい環境が必要。経済的基盤を整えるため、障害児も通える放課後児童クラブ(学童)があればいい。現在は放課後等デイサービスを学童として利用している。希望者が多く、週1日くらいしか利用できない ・医療的ケア児は、社会参加が貧しく、長期休暇は親子共々苦痛である、ケアのある子・無い子の差が大きすぎる。 ・医療的ケアの必要な子ども・重症児が利用出来る児童デイサービスを尼崎市内に作ってほしい。市内で重症児が利用可能なデイ事業所は限られており、定員いっぱいになってしまったり、事業所の選択肢が少ない ・医療的ケアの必要な子ども・重症児が尼崎市内でショートステイを利用できるようにして欲しい。施設も病院も利用希望者が増えてきており、利用日数を制限されたり、病院所在地に居住していないことを理由に利用優先順位を下げられる現状。 ・放課後等デイサービスの支援内容にばらつきがある。保護者のニーズも、「療育」と「学童保育」的な預けた時間を安全に見て欲しいという二通りあるように思えるので、整理することが必要 | 24 |
| | | ○移動支援の拡充 ・通学に使えたら、親の体調不良等に対応できると思う (明石は親が送迎しなければならないので体調に左右される) ・スクールバスがあるが、医療的ケア児のナース同乗がなくバスに乗れない。自家用車で通学をしている。スクールバスに乗れるようになるのが理想。もしくは、送迎手当等があってもうれしい | 25 |
| | | ○学校での医療的サポートの拡充 ・学校にPT、OT、STの先生が不在、動作法のスーパーバイザーの先生も不在。肢体不自由の子ども達が多く、学校に常駐してほしい ・重度の医療的ケア児が安心して教育が受けられる体制の整備が必要。教員による医療的ケア体制が学校によって変わり、家族の負担が大きい | 26 |
| | | 3(2) 発達障害の本人及び家族等への支援体制の確保 ○保育・教育の場での早期発見の推進 ・早期発見が大事。保護者の方が我が子の障害を受容することが難しい。学校であるとか保育園等で専門家が、児童の発達障害の可能性について保護者にアドバイスをすることも大切 | 27 |

| 大項目 | 中項目 | 現状・課題 | No. |
|---|------------------------|---|-----|
| 9. 教育の振興 | 9-(1) インクルーシブ教育システムの推進 | 1(1) インクルーシブ教育システムの推進 ○周囲の障害理解の促進 ・インクルーシブ教育は、インクルーシブ社会を実現していくために欠かせないもの。障害のある人もない人も共に学ぶ場を、幼い時からつくるのが不可欠。なぜなら、ほとんどの障害者差別は無理解や偏見から ・子どもの頃に障害者と身近に触れ合えたかどうかで、障害者に対する心のバリアの高さは確実に変わる。「特別支援」の名のもとに、分けて「能力をのばす」ことに囚われすぎないように、いっしょにいるからこそ学べる機会を積極的に作る。具体的には支援学校と地域の学校の交流が持てる時間が必要 ・障害者と健常者がともに過ごせる場と育ち合える機会を、生涯を通じて確保することでお互いの生きづらさを軽くする仕組みを積極的に作る施策が必要 ・ICTを活用し、支援学校と地域の学校をつないで授業も行う、ダンス、シットイングバレーボール、車いすバスケットを小中学校の体育の中で行う ・計画の中の「児童の状況」には、特別支援学校数と人数のみであり、特別支援学級そして通常学級の状況についても記載することが必要 ・40人学級、一斉授業、同一課題など既存の教育システムにインクルーシブはなじまない。多様な子がともに学べる教育の形を兵庫から模索、発信して欲しい ・年に数回の「交流」で相互理解などできない ・今は、特別支援学校高等部と高等学校の交流だけが触れられているだけで、インクルーシブの推進においては不十分ではないか。医療的ケアが必要な重度障害者が淡路島から神戸市内にある県立湊川高校に通学しているような事例こそが真のインクルーシブ教育ではないか ・「人」に投資してほしい。複数担任制、支援員の地位の確立など。特別支援教育コーディネーターも学級担任と兼務では不十分 | 28 |
| | | ○本人の障害理解の促進 ・障害者自身が、障害をより理解する(知る)ことができれば、より生活しやすい(生きやすい)社会が実現できる | 29 |
| | | ○いじめ対策 ・障害が原因で、通常学級でいじめられた経験があり辛かった | 30 |
| | | ○教育の場における障害者理解の促進・格差解消 ・学校ごとの障害への理解不足による二次障害(行動障害や不登校)が発生している状況、教育内容の質の向上、学校間の教育の質の格差解消。 ・進路指導担当教員の質の向上 | 31 |
| | | ○中学校等での早期の精神保健の知識教育 ・十代の子どもの精神疾患の発症率が非常に高いことから、学校教育における、精神保健の知識教育が重要。2022年から本格的に高校の保健体育で導入されるが、より若年の中学校などにおいても、精神疾患の知識を習得する機会を設け、早期に対応できるようにすべき。 | 32 |
| | | ○障害の軽重によらない進学の推進 ・障害の軽重で進学先が決められていることが多い。大事なのは保護者の方と合意形成をすること。地域格差があり、市町によって取り組みの形態がかなり違う ・通常の学校の受入体制によって地域の通常の学校から保護者に対して、「うちの学校は、これこれしかできませんよ」と言われて、通常の学校に通うことを諦めて、特別支援学校を選ぶケースを私は何件か聞いている。インクルーシブ教育を進めるのであれば、障害がある児童生徒も地域の学校で勉強をする事を前提に考えてほしい。それらの制度や環境が整えられた上で、本人や保護者がそれぞれの考えなどにより、別の選択を採るとするのが本来の姿 | 33 |
| | | ○居住地の学校とのつながりを維持するシステムの構築 ・特別支援学校は、各地域にあるというわけではないので、地域の学校に行けない生徒もいる。そのために、副次的な学籍を元々暮らしている居住地の学校に導入して、特別支援学校にいる子どもたちも、その地域の仲間や人々と繋がっていきけるようなシステムが必要 | 34 |
| | | ○インクルーシブ教育と特別支援学校の関係性 ・インクルーシブ教育については最近よく耳にするが、いまだに特別支援学校の生徒が増加しているように思う。その原因がどこにあるか、について考える必要がある ・特別支援教育は障害児とその専門的知識を身に着けた職員、支援者との学びの場。障害児を「特別」視しないよう、特別支援教育にばかり偏らない教育を行えるようにする必要がある。たまの交流ではお互いの理解は進まない ・「インクルーシブ教育」を掲げながら支援学校の整備を促進するというのは矛盾していないか。支援校新設にかかる予算は1校あたり20～30億と聞く。それを地域の学校でのインクルーシブ実現のため投入すべき | 35 |
| | | ○インクルーシブ教育の段階的推進の必要性 ・特別支援学校とインクルーシブ教育の考え方をきちんと整理し、障害のない子・障害のある子が当たり前共存するべき未来像に向かってどのように段階的に進めていくのかを考える必要がある。「○○あるべきだ」との目標を計画が常に発信し続けうるものになるよう要望する | 36 |
| | | 1(2) 学校教育の充実 ○意思決定を促す教育の推進 ・家庭生活や学校教育において、年齢に応じた「選ぶ」事ができる多様な経験が少ないことが知的障害者の意思決定・表示を妨げている。幼少期から支援を受けながら共生することが必要 | 37 |
| | | 2(2) 障害児支援の医療的ニーズへの対応 ○学校での医療的サポートの拡充 ・現在は、通常の学級にも医療的ケアが必要な児童生徒が在籍するケースもあることから、それについてのガイドラインを作成するために運営協議会を開いて取り組んでいる。今後も、医療的ケアの必要な児童生徒が就学する際にどのような形で行うかが課題となるが、そこには当然市町との連携も重要 | 38 |
| 4(1) 地域福祉の推進 ○学校教育における未来の福祉人材の養成 ・学校教育における福祉学習の推進 | 39 | | |

| 大項目 | 中項目 | 現状・課題 | No. |
|--------------------|-------------------------|---|-----|
| 9. 教育の振興 | 9-(2) 教育環境の整備 | 1(2) 学校教育の充実 ○名前の記載や時計の見方など社会に必要な実学教育の充実 ・特別支援学校で、直接的な教育だけではなく、自分の名前を書くことや、時計を読むなど、社会に必要な実学を最低限教えておいてもらいたい。自分で署名できれば、代筆の問題もクリア出来る部分がある | 40 |
| | | ○エンパワメントを想定した学習内容の充実 ・学習が必要だと思うが、特別支援学校においてはそこが少し置き去りにになっていた気がする。どんな子どもにも勉強はとても大事で、知的障害がある子どもも聞いていないように見えても学習的なことには興味がある。その時はわからなくても、将来本人の生きる力、その人の人格的なものにも関わってくるので、本人のエンパワメントという観点からも学習面においてもう少し力を入れて欲しい | 41 |
| | | ○卒業後をイメージした進路指導の充実 ・成人後の福祉サービス利用をスムーズにするため、学校卒業前から生活介護などの福祉サービスの理解を目的とした施設見学などを積極的にしてはどうか | 42 |
| | | ○特別支援教育の基礎知識等に係る教員研修 ・特別支援学校にはセンター的機能があるが、地域によっては各小学校、中学校の先生方が特別支援学校の先生に全て頼ってしまい、各小中学校の中での教員研修の充実や対応等が図られていないところもある。よって、各小中学校の先生方それぞれに、特別支援教育にかかる基礎知識や能力を備えてもらう研修等を着実に実施し対応力の底上げを図ることが重要 | 43 |
| | | ○教員の合理的配慮に関する理解推進 ・合理的配慮に関して、学校教員に対する様々なケースを例示することを研修等でされているが、まだまだ十分ではない。学校の先生も、合理的配慮の実践がどういう例があって、どういう基準でやっていけばいいかっていうのがかなり迷われているところ ・学校の先生への研修について、障害特性の理解も必要だが、その前に、インクルーシブ教育の意義や海外の現状、先進国や先進校の実例を知って欲しい。先生が「ともに学ぶのが当たり前だ」と思うことがなにより必要。また、「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」などの言葉だけが独り歩きして、正しく理解していない先生が非常に多い ・就職時に教師の説明が足りなかった。教員の質を高めることが必要 | 44 |
| | | ○児童の学習手法の充実 ・学校の授業は通常の学級で勉強していたが追いつけなかったため、特別支援学級に異動して勉強したが、先生の話が理解しにくいところがあった。会議の資料については、電話で資料の説明を受けても解りにくく、実際に会って資料を指差しながら教えてもらったほうが、解りやすかった ・部活でルールを覚えることが難しかった。教師の工夫が必要 ・特別支援教育にRPM(ソマが独自に作り上げた、自閉症を持つ人への新たな教育方法)を取り入れて欲しい。それぞれの生徒が持つ自閉の特性を理解し、必要な援助を駆使しながら、彼らの持つ能力を高める。大事なポイントは、学習を通して自己表出(ポインティング)が可能になること | 45 |
| | | ○施設のバリアフリー化 → まち・もの分科会へ ・特別支援学校に対するバリアフリー化、特に、災害時に全ての特別支援学校が福祉避難所の役割を果たせるように整備がなされるべき | 46 |
| | 9-(3) 高等教育における障害学生支援の推進 | 1(1) インクルーシブ教育システムの推進 ○大学による受入及び支援の充実 ・大学での受け入れ等格差があるのではないかと。また、就学生に対する支援を充実させていくことが次の就労にも繋がっていきため重要。大学でうまくいかないと、登校できなくなり、社会との距離ができてしまうという例もあるので、学生の受入れとその支援を少し丁寧に見ていく事が大切 ・積極的に障害がある学生を受け入れる取り組みをしている大学を後押しするような仕組みが必要 | 47 |
| | 9-(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 | 1(3) 生涯学習の推進 ○生涯学習の推進 ・障害者にも生涯教育は大切 | 48 |
| 11. 国際社会での協力・連携の推進 | 11-(4) 障害者の国際交流等の推進 | 1(3) 生涯学習の推進 ○国際的リーダーとの交流促進 ・国際交流において、JICAや民間企業が途上国の障害者リーダーを日本へ招いて育成の支援を行っている。観光だけでなくそのような場に日本の障害者児が関わられるような交流も視野に入れて欲しい | 49 |